

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

〈 令和6年11月5日現在 〉

1、ご利用事業所

(1) 事業所の種類等

- ① 事業所の種類 指定介護予防支援事業
(指定番号 岐阜市2100100128号)
- ② 事業所の名称 岐阜市地域包括支援センター長森
- ③ 事業所の所在地 岐阜市塩町2丁目32番地
- ④ サービス提供地域 日野・長森北・長森西・長森東

(2) 事業所の職員体制

- 管理者 … 1名
- 担当職員 … 1名以上 (内、1名管理者と兼任)

(3) 事業所の営業日及び営業時間

- 営業日 月曜日から土曜日 (ただし祝日及び12月29日から1月3日を除く)
- 営業時間 午前9時から午後5時まで

2、サービス内容について

① サービスのお申し込み

- 電話等にて承ります。

② ご自宅を訪問

- 担当職員がお宅に伺います。重要事項・契約内容の同意があり、契約を締結します。

③ 介護予防サービス・支援計画表原案の作成

- どのような支援が必要か、またサービス利用料金などをご利用者、ご家族と話し合い、介護予防サービス・支援計画表の原案を作成致します。
ご利用者及びご家族は介護予防サービス計画の作成にあたって、担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業所に紹介を求めることや、介護予防サービス計画案に位置つけた指定予防サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

④ サービス事業者と調整

- 各サービス事業者とサービス担当者会議を開催し、介護予防サービス・支援計画表の原案を基に話し合いを行います。

⑤ 介護予防サービス・支援計画表の交付

- ご利用者またはご家族に介護予防サービス・支援計画表の説明を行い、同意を得ます。

⑥ 事業者から介護予防サービスを提供

- 介護サービス事業者に対して、介護予防サービス・支援計画表に基づき、適切なサービスが提供されるよう連絡・調整等を行います。

⑦ サービス利用状況の確認

- 3か月に1回のご利用者宅の訪問や、それ以外の月は電話等で様子やサービスの利用状況の把握を致します。

⑧ 評価

- 期間満了日までに、計画の達成状況について評価を行います。

⑨ サービスの終了

- ・ご利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し込み下されば、いつでも終了できます。
- ・当事業者の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、次の指定介護予防支援事業者をご紹介します。
- ・自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
 - * ご利用者が介護保険施設等に入所した場合
 - * 介護予防サービスをご利用されていた方の要介護認定区分が、要介護1・2・3・4・5と認定された場合
 - * 要支援として認定されなくなったとき
 - * 事業対象者については、利用者の状態が改善し一般介護予防事業対象者と判断された場合
- ・ご利用者やご家族等が当事業者や当事業所の担当職員に対して、ご利用を継続し難いほどの背信行為を行った場合、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合があります。

3、利用料金

(1) 利用料（居宅介護支援計画料金）

介護予防サービス計画作成費および介護予防ケアマネジメント費は、全額保険給付されるので、自己負担金はありません。

- * 保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、全額自己負担となります。その際はサービス提供証明書を発行いたしますので、後日サービス提供証明書を市町村に提出しますと払い戻しを受けられます。

(2) 利用の取り止め

ご利用者は、いつでもご利用を取り止めることができます。取り止め料金は、一切かかりません。

4、事業所の運営方針

当事業所の職員は、ご利用者の心身の特性を踏まえて在宅にて自立した日常生活を営むための福祉サービスを提供されるよう援助します。

またご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場にたち、提供されるサービスの種類や特定の事業者に不当に偏ることのないように、公平・中立に行います。

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等必要な措置を講じます。

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供されるよう業務継続計画をあらかじめ策定し、必要な研修や訓練等を定期的・継続的に実施します。感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じます。

当事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修等の実施等必要な措置を講じます。

5、秘密保持等

- (1) 当事業所の職員及び職員であった者は、業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を保持し、個人情報等を漏らしません。
- (2) サービス担当者会議等において、ご利用者及びご家族等の個人情報を用いる場合があります。

6、苦情処理の体制等

ご利用者及びご家族が選択・権利・適正なサービスを要求できるよう、また事業者側もサービスの質の向上につながるよう、ご利用者またはご家族からの苦情については、第三者で構成する「苦情処理委員会」を設けて、その解決にあたっています。

7、サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情担当
担 当 者： 岩田 利博
電話番号： (058) 245-2855
- (2) 当事業所以外に、下記のところに苦情を伝えることができます。
岐阜市役所介護保険課支援係 (058) 214-2093 (直通)
午前8時45分から午後5時30分まで(土・日曜・祝日・年末年始を除く)
岐阜県国民健康保険団体連合会 (058) 275-9826 (代)
午前9時から午後5時まで(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

8、事故発生時の対応

サービスの提供によりご利用者に事故が発生した場合は、市町村・ご家族等に連絡を行い必要な措置を講ずるとともに、賠償すべき事故の場合は損害賠償を行います。

令和_____年_____月_____日

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

事業者 住 所 岐阜市塩町2丁目32番地
事業者名 岐阜市地域包括支援センター長森
管理者名 岩崎 拓生 印
説明者名 印

私は、事業者より上記の重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印

続柄 _____